

農政情報

- | | |
|------------------|--|
| 主
な
記
事 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 県農業会議 第8回通常総会開く 2. 地元選出国會議員へ要請活動 3. 基本法検証部会が中間とりまとめを公表 4. 令和4年度の香川県の農地集積率1.1%増 |
|------------------|--|

令和4年度事業報告・収支決算承認等を審議、決定 (一社)香川県農業会議 第8回通常総会を開催



(一社)香川県農業会議は6月28日、高松市内のホテルで「第8回通常総会」を開催した。総会には、来賓の尾崎県農政水産部長を始め会員等40名が出席した。

冒頭挨拶で三笠会長は、「本年度の農業委員会組織については、本年4月に施行の改正農業経営基盤強化促進法のもとで、1つ目が目標地図の素案の作成、2つ目が集落の話合いでの合意づくりで、当面は地域計画の作成への入口の役割を担っている。そのほか、農地取得における下限面積要件の撤廃への対応、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選後の活動の継続・強化への対策などが必要であり、例年に増して重要な年度にあたる。農業会議としては、こうした状況や農業委員会の体制を踏まえ、しっかりとサポートしていかねばならないと考えている。農業委員会の皆様方には一層のご尽力を、関係団体の皆様方には引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます」などと述べた。

尾崎部長からは「市町で進めている地域計画の策定には、県の方も積極的に関わるということで、16市町でモデル地区を設定し、5月末で18地区上がってきている。農業改良普

及センターが中心となってこのモデル地区の取り組みにより、他地区での計画策定の参考となるように進めていきたい。10年先を見据え、どういった農地の活用をしていくか、県も入ってしっかり議論していきたい。皆さんと連携を図って進めていくので、引き続きのお力添えをお願いする」などと祝辞があった。

総会議事では、令和4年度事業報告・収支決算の承認や、欠員理事の補充選任などについて審議し、承認・可決した。

令和4年度事業報告においては、令和2年1月からのコロナ禍が継続の中で、市町農業委員会への支援・協力のほか、県・関係農業団体等の協力を得つつ、各種事業を実施し、農地転用意見聴取事案は農地法第4条、第5条合計で205件（対前比96.7%）、841,604.59㎡（対前年比96.2%）の処理結果であったこと、県知事への農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見をはじめ政策提案活動を実施したこと、農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会等を開催した機構集積支援事業をはじめ13の国・県補助事業等に取り組んだことなどを報告した。

また、事務局長と兼務の近藤専務理事の辞任に伴い、学識経験会員の花崎県議会議員を理事に選任した。

なお、総会議事終了後、(一社)全国農業会議所の植田事務局長代理から「農政の動きと農業委員会組織をめぐる情勢」についての報告があった。

全国の農業委員会会長等1,800人が結集し政策提案等を決議 全国農業委員会会長大会が東京都内で開かれる



「「地域計画」の策定により持続可能な農業・農村を創るために」をテーマに、(一社)全国農業会議所は5月30日、

「令和5年度全国農業委員会会長大会」を東京都内で開いた。全国の農業委員会会長や関係者等約1,800名、本県からは26名が出席した。

大会では、「食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案」決議や「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせなどの決議が行われたほか、鹿児島県屋久島町農業委員会の鎌田会長と、静岡県伊東市の土屋農業委員から農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明があった。

鎌田会長からは、「鹿児島県では平成30年度から1委員5農家訪問を実施。この戸別訪問とアンケートで農家の情報を集め、目標地図の粗々の素案づくりに活かした。素案作成は済んでいるが、10年後も守れる農地予想図も作成し、地域の話し合いを進めようとしている」などと、地域計画についての取り組みが報告された。

土屋委員からは、「令和4年9月総会後の説明会から始まり現地調査にタブレットを利用。メリットは農地台帳を持ち歩いている感覚で農地の確認ができ、特に山間部の非農地判断すべき箇所の見極めができるようになった

ことで、デメリットは山間部で圏外になった場合使えないこと」などと、タブレット活用状況についての取り組みが報告された。

大会後には、地元選出国會議員に大会で決議された政策提案等について要請、意見交換した。

なお、政策提案のポイントの一部は次のとおり。

1. 多様な農業を担う者の共存

食料・農業・農村基本法の見直しで想定される農業・農村の現場は、認定農業者等の担い手経営とそれ以外の経営体（兼業農家・半農半X）等の多様な農業を担う者が共存する姿が現実的。そのため地域計画の策定にあたっては、農業を担う者毎の特性に応じたエリア設定や政策の優先順位付けや専用施策を用意すること。

2. 農地の適正利用の確立

農業者の減少・高齢化が加速化する中にあるのは、認定農業者等の担い手だけではなく経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要。今後はより多様な者が農地を利用することが想定されることから、農地法の目的に農地の「効率的な利用」に加え「適正利用の確保」を追加すること。そこで、農地を取得したにもかかわらず適正利用をしていない者、その他法令に違反した者等の属性についても許可要件とすること。

農地法の下限面積の廃止について、多くの農業委員会から投機的な農地の取得等を懸念する声が出されている。許可基準の適用にあたっては、判断に迷う事案が多いことから、国は照会があった個別事案について適切に対応し、情報共有を行うこと。

食料情勢のターニングポイントにある我が国の食料安全保障を特集 令和4年度「食料・農業・農村白書」が5月26日に公表

令和4年度「食料・農業・農村白書」が5月26日に公表された。

食料・農業・農村白書は、食料・農業・農村基本法に基づき、政府が毎年、国会に報告しているもので、この白書を通じて、我が国の食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを目指している。

今回の白書では、我が国の食をめぐる情勢が大きく変化しターニングポイントを迎える中、特集において、「食料安全保障の強化に向けて」と題し、現下の食料情勢や価格高騰の影響とその対応、将来にわたって国民に食料を安定的に供給していくための取組について記述されている。

その中で、フランスにおける農業生産者と取引相手との適正な取引関係を推進している内容、また、ウクライナの穀物生産量の見通しについて次のとおり紹介している。

<フランスにおける適正な取引関係の推進>

我が国では、農業生産資材等の価格が高騰する中で、国産農畜産物の生産コスト上昇分の転嫁が課題となっており、農業生産者と取引相手との適正な取引関係の推進を図るフランスでの取組への関心が高まっている。フランスのEgalim法は、平成30年11月に、農業生産者と取引相手との関係を見直し、持続可能性に配慮すること等を目的として公布された。また、Egalim法の施行後、農業生産者と取引相手との適正な取引関係を更に推進する観点から見直しが行われ、Egalim法を強化するEgalim2法が令和3年10月に公布された。

Egalim2法では、

- ① 農業者と最初の購入者間での書面契約の義務化
- ② 書面契約への価格及び生産費指標を考慮

した価格の自動改定方式、契約期間等の記載義務

- ③ 認定生産者組織が農業者の契約交渉を代行し、契約の枠組み協定を締結する場合の記載義務（②と同様）
- ④ 品目ごとに生産から小売の各段階の代表組織が加盟する専門職業間組織による生産費に関する指標の公表
- ⑤ 最初の購入者以降の流通における農産物原材料価格を交渉の対象外とすること等が規定されている。

なお、農業生産者と最初の取引者との書面契約義務の対象品目は、牛肉、豚肉、鶏肉、卵、乳・乳製品等（団体等の意見を踏まえて対象を限定）となっており、消費者への直接販売、卸売市場での取引等は適用除外となっている。

<ウクライナの穀物生産量見通し>

令和5年3月に米国農務省(USDA)が公表した資料によれば、ウクライナの2022/23年度における小麦生産量は、ロシアによる侵略の影響を受け、前年度比36%減少の2,100万t、輸出量は前年度比28%減少の1,350万tの見通しとなっている。また、2022/23年度におけるとうもろこし生産量は、前年度比36%減少の2,700万t、輸出量は前年度比13%減少の2,350万tの見通しとなっている。

ウクライナ農業政策食料省の予測によれば2023/24年度の穀物・豆類の作付面積は、141万ha減少の1,024万ha、生産量は、880万t減少の4,430万tとなる見通しとなっている。

我が国ではウクライナから穀物をほとんど輸入していないが、今後ともウクライナ情勢が国際穀物貿易や価格に与える影響等について注視していく必要がある。

農業・食品産業に関わる者等のみならず消費者を含めた国民的な議論を 食料・農業・農村基本法検証・見直しの間とりまとめが公表

「食料・農業・農村基本法」に基づき農林水産省に設置されている「食料・農業・農村政策審議会」の「基本法検証部会」では検証・見直しについて議論が進められており、5月29日に間とりまとめを行った。

この間とりまとめの公表により、農業・食品産業に関わる者・団体、関係行政機関のみならず、消費者を含めた国民的な議論が励起されることを期待し、今後、国民各層の意見を広く求めながら、引き続き検討を行っていくとしている。

なお、6月2日には、政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部は、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめた。

＜間とりまとめに関する国民の意見・要望募集＞

農林水産省の以下のホームページにおいて、検証・見直しにあたっての意見を7月22日まで募集している。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/kihyo01/kihonhou_iken_boshu.html

＜地方意見交換会＞

7月14日から8月8日にかけて、全国11都市で開催され、7月25日（火）、午後1時30分からは、高松サンポート合同庁舎で予定されている。

中間取りまとめにおける農業施策の見直しの方向は次のとおり。

① 今後、農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当少ない農業経営体が食料の安定供給を担っ

ていかなければならない状況にあるため、引き続き、専ら農業を営む者や経営意欲のある者の経営発展を支援する観点から、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、規模の大小に関わらず付加価値向上を目指す経営体を育成・確保していくことが必要。

- ② 地域農業に欠かせない経営発展意欲のある個人経営について、今後もその経営発展を支援。
- ③ 経営基盤強化のため、標準的な営農類型ごとの財務指標の水準を整理し、効率的かつ安定的な農業法人像を明確化しその実現のための施策を実施。

適正な価格形成を通じた経営発展・経営基盤強化の観点から、原価管理を含めた農業者の経営管理能力向上等を促進する施策を実施。

集落におけるさらなる農業者の減少を見越し、集落営農組織の法人化を進める。

④ 地域の話し合いをもとに、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約化を進めるとともに、農業を副業的に営む経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を行う取組を進めることを通じて、地域において持続的に農業生産が行われるようにする。

- ⑤ 農業者等の話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化・共有化し、その実現に向けて、農地中間管理機構の活用や基盤整備の推進により農地の集積・集約化を進めていく。その際、食料安全保障・地域の所得向上の観点に立って、地域の将来の農業の在り方を話し合い、どのような作物を効率的に生産していくかを決めていく必要。

- ⑥ 輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等について、水田の畑地化・汎用化を行うなど、総合的な推進を通じて国内生産の増大を積極的かつ効率的に図っていく。
- ⑦ 農業用排水施設等について、集約・再編、省エネ化・再エネ利用、ICT等の新技術活用等を推進し、維持管理の効率化を図る。
- ⑧ 外国人労働者も含めた多様な雇用労働力の確保が必要であり、この観点から、労働環境整備や地域内外での労働力調整に関する施策を行う。農業教育機関等における教育内容の充実・高度化や、農業者のリスクリングを推進。女性農業者等の地域のリーダー育成や、地域の方針決定における女性の参画を推進。
こどもから大人までの世代を通じた農業体験等の食育や地産地消といった施策を官民が協働して幅広く進めていく。
- ⑨ スマート農業をはじめとして、生産性向上のために必要な技術や品種の開発・普及、これらに資する圃場の大区画化、情報通信環境等の基盤整備や人材育成、規格策定・標準化等の環境整備を進める
- などにより、生産から流通・販売におけるイノベーションを推進し、生産性向上を図っていく。
- ⑩ 障害者等の就労や生きがいづくり、新たな働き手の確保の観点から、農福連携の推進のための施策を行う。
- ⑪ 農業分野において知的財産を戦略的に活用できる専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化を図る。
- ⑫ 収入保険等のセーフティネット対策を引き続き講じる。
- ⑬ 気候変動に適応する技術や品種の開発・普及、気候変動等の影響を考慮した作物の導入、生産基盤の防災・減災機能の維持・強化を図る。
- ⑭ 生産資材ごとの状況に応じて輸入の安定化や備蓄に関する施策に取り組みつつ、使用低減の努力に加え、国内資源の有効利用を効率的に進めていく。
- ⑮ 疾病や病害虫の侵入・まん延リスクにも対応した水際及び早期発見・早期防除に係る対策の推進、飼養管理衛生や総合防除の徹底等の国内防疫対策の強化、これらに必要な技術開発を進める。

全国農業新聞のご購読・ご活用をお願い致します

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しています。

このたびの改選で7月19日の任期満了により退任される農業委員・農地利用最適化推進委員におかれましては引き続きのご購読、7月20日から新しく就任される農業委員・農地利用最適化推進委員におかれましては、「農業委員会活動の参考書」としてご購読・ご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【週刊】月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



下限面積要件撤廃に伴う農地法第3条第2項の判断についてのQ & A

農地法第3条の下限面積要件撤廃に伴う判断基準について、農林水産省は「農地法第3条2項の判断に関するQ & A」を（一社）全国農業会議所宛に発出した。その主な内容は次のとおり。

Q 1 地域計画作成中を理由に、農地法第3条の許可申請を不許可にできるか。それとも地域計画作成中で、計画はまだないのだから、地域計画の達成に支障があるかないかを判断できないため、地域調和要件（第6号）以外の要件で許可の可否を判断すべきか。

A → 地域計画が作成中であることを理由として不許可とすることはできない。一方、その権利取得が、周辺の農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、農地法第3条第2項第6号（地域との調和要件）に該当し、同条第1項の許可をすることはできない。

Q 2 地域に栽培実績のない作物を栽培すると言って農地法第3条の許可申請が出てきた場合、詳細な営農計画書等の提出を求めてもよいのか。

A → 農業委員会において、農地法第3条第2項各号の判断に当たり、地域では栽培実績のない作物であることを理由として、権利取得者に対し、詳細な営農計画書等の参考となる書類の添付を求めることは可能。

Q 3 慣行農業が行われている地域で、有機農業を行うために農地法第3条による農地取得の申請が出てきた場合、不許可にできるか。

A → 当該農地において行われる有機農業が、防除等を適切に行わず、病害虫の発生など周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがあると認められる場合には、農地法第3条第2項第6号に該当し、同条第1項の許可をすることはできない。

なお、地域計画において、有機農業を促

進するエリアを設定した場合には、当該エリアにおいて有機農業以外の農業を行うための農地の権利取得は、地域計画の達成に支障を生ずる恐れがあると認められることから、農地法第3条第2項第6号に該当し、同条第1項の許可をすることはできない。

Q 4 農地を、小区画に切り分けて分譲農園にすることも可能になるのか。例えば、10aを25㎡区画に分けて農地を売買する場合、利用するものが効率的に利用すること等農地法の要件を満たすことが確実とみなせば許可できるか。可能な場合、市民農園法、特定農地貸付法との関係はどうなるのか、留意しなければならないことは何か。

A → 地域計画が定められた区域では、地域計画に即して、農業を担う者に対し農地の集積・集約化を進める必要があるため、農地を小区画に切り分けて売買等することにより、その権利取得が地域計画の達成に支障生ずる恐れがあると認められる場合には、農地法第3条第2項第6号の規定に該当し、同条第1項の許可をすることはできない。

また、地域計画が作成中であっても、農地を小区画に切り分けて売買等することについて、

① 農地を購入する者が、それぞれ取得する農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない

② その権利取得が、周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合には、その権利取得は農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）又は第6号の規定に該当し、同条第1項の許可をすることはできない。

なお、特定農地貸付法（市民農園整備促進法）に基づく農地法等の特例を受けた場

合には、農地法第3条第1項の許可が不要となり、同条第2項各号の要件も満たす必要もないことから、農地法第3条第1項の許可を受ける農地の権利取得とは大きく異なる。

Q5 営農計画の提出や3年3作すること、回りに迷惑をかけないなどの誓約書の提出を必須事項として、定めてもよいものか。

A→ 農地法第3条許可の手続きの中で、「3年3作すること」などを誓約させることにより、将来における農地転用や権利移転・設定を制限することは、農地法第3条から第5条までの規定に照らして適当でない。

一方、営農計画の提出や「周辺の農地利用に迷惑をかけない」等の意思を確認することにより、農地法第3条第2項第1号及び第6号の要件適合性の確認の一要素とすることは考えられる。

農地集積率は全国59.5%(前年比0.6%増)、香川県31.9%(前年比1.1%増) 農林水産省が担い手への農地集積の状況等を公表

農林水産省は6月2日、令和4年度における担い手への農地集積の状況等について取りまとめ、公表した。

担い手への農地集積率は令和4年度は前年度から0.6%増加し59.5%となった。

香川県においては、農地集積面積が過去1年間で320ha増加して9,261.0haとなり、農地集積率は前年度から1.1%増加して31.9%となった。

農地集積面積9,261.0haの内訳は、集落営農法人を含む認定農業者が7,850.7ha、認定新規就農者が366.3ha、経理を一元化している任意の集落営農組織が275.6ha、基本構想水準到達農業者が443経営体で768.3haとなっている。

市町別の農地集積率は次表のとおり。

市町名	集積率
高松市	29.5% (+1.3%)
丸亀市	30.8% (+0.8%)
坂出市	43.4% (+1.2%)
善通寺市	31.8% (+0.5%)
観音寺市	50.8% (+1.7%)
さぬき市	29.0% (+0.8%)
東かがわ市	30.4% (+1.2%)
三豊市	26.1% (+1.7%)
土庄町	9.0% (-0.9%)
小豆島町	37.0% (+6.1%)
三木町	28.2% (+0.1%)
宇多津町	3.1% (±0%)
綾川町	29.8% (+1.7%)
琴平町	76.1% (±0%)
多度津町	47.6% (+0.9%)
まんのう町	27.4% (+0.3%)

※ () 内は対前年比

==== 全国農業図書 新刊紹介 ====

「2023年度 農業委員会業務必携 90号」

A4判 170頁 1,490円(税込)

本年度版は「地域計画」策定における農業委員会の役割を特集するとともに、研修会で活用しやすいよう、内容の一層の整理・充実と使い勝手の向上を図っている。

==== 全国農業図書 新刊紹介 ====

「農業委員会研修テキスト 農地法 第6版」

A4判 41頁 480円(税込)

農地制度の概要や農地法に基づく農業委員会・農業委員の業務について分かりやすく説明したテキスト。今回の改訂は、令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正内容を反映。

＝ 常設審議委員会だより ＝

5月26日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

5月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係10件(41,295.00㎡)を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 農林水産省中国四国農政局香川県拠点から「みどりの食料システム法の認定制度等」について説明があった。

6月28日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

6月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係16件(78,996.67㎡)を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 県農政水産部農業経営課からの農地法第39条関係意見聴取事案について、審議の結果、県知事の裁定に同意する旨の意見回答することを決定した。

農業会議日誌

5月24日	県農業再生協議会 第35回通常総会 (高松市)
5月26日	県農業会議 第21回理事会 (高松市)
5月26日	5月(第2回)常設審議委員会 (高松市)
5月30日	令和5年度全国農業委員会会長大会 (東京都内)
6月6～7日	市町農業委員会職員実務研修会 (高松市)
6月13・15日	市町農業委員会担当者会議 (高松市・丸亀市)
6月14日	雇用就農資金指導者要請研修会 (高松市)
6月26日～7月10日	経営管理講習会 (東かがわ市ほか15会場)
6月28日	県農業会議 第8回通常総会 (高松市)
6月28日	6月(第3回)常設審議委員会 (高松市)
7月10日	農業者年金担当者会議・制度研修会 (高松市)

今後の主な日程

7月28日	7月(第4回)常設審議委員会
8月3日	かがわ農業委員会女性の会 第11回通常総会
8月4・8日	市町農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会
8月7日	かがわ農業経営者組織ネットワーク第32回通常総会
8月10日	令和5年度 さぬきの米・麦づくり推進大会
8月29日	農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見 要請・意見交換
8月29日	8月(第5回)常設審議委員会

発行所：(一社)香川県農業会議
高松市仏生山町甲 263-1
電 話：(087)813-7751
FAX：(087)813-7752
発行人：近 藤 弥